

令和 6 年 2 月 度
みどり市農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和 6 年 2 月 26 日（月） 午後 1 時 39 分～午後 2 時 24 分

2. 開催場所 みどり市役所大間々庁舎 地下 第 5 会議室

3. 議 事

- 日程第 1 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 2 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
日程第 3 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 4 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について
日程第 5 議案第 5 号 非農地証明について
日程第 6 議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用
集積計画について

4. 出席した農業委員（13 名）

1 番 鈴 木 伸 一	2 番 赤 石 忠 秋	3 番 石 原 郷 士
4 番 岩 崎 十三江	5 番 大 澤 恵 美 子	6 番 櫻 井 正 彦
7 番 清 水 照 夫	8 番 関 口 裕	9 番 田 村 範 行
10 番 深 澤 良 朗	11 番 星 野 邦 夫	12 番 星 野 文 雄
13 番 小 林 利 信		

5. 欠席した農業委員（0 名）

6. 出席した農地利用最適化推進委員（13 名）

1 番 新 井 巖 雄	2 番 石 原 茂 樹	3 番 岩 崎 俊 明
4 番 大 塚 孝 一	5 番 奥 澤 孝太郎	6 番 小 倉 正 範
7 番 尾 澤 勝	8 番 金 子 昇	9 番 小 林 和 弘
10 番 武 裕 士	11 番 田 中 由 郎	12 番 長 澤 修 一
13 番 星 野 健 一		

7. 欠席した農地利用最適化推進委員（0 名）

8. 出席した事務局職員（3 名）

事務局長 山 銅 敏 男	事務局長補佐 森 田 憲 一
主 任 古 郷 真 吾	

事 務 局 それでは定刻を過ぎましたので、これより令和 6 年 2 月の農業委員会総会を開催いたします。本日の欠席通告者はありません。従いまして、在任農業委員 13 名中、現在の出席委員は 13 名です。以上により、本日の総会は農業委員会等に関する法

律第 27 条第 3 項により、過半数に達しておりますので、総会は成立いたしますことをご報告申し上げます。また在任の農地利用最適化推進委員 13 名中、現在の出席委員は 13 名となります。

それでは、開会に先立ちまして、小林会長よりご挨拶をいただきます。

会 長 改めまして皆さんこんにちは。本日も案件がいくつもございますが、みなさんのご協力のもと、スムーズに議事を進めたいと思っております。甚だ簡単ではありますが、開催の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。それでは、これからは会長が議長となり総会を進めて参りますので、よろしくお願いいたします。

議 長 議事に入らせていただきます。

会期の決定

議 長 会期決定についてお諮りいたします。令和 6 年 2 月 26 日、会期は本日一日限りでよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 会期は令和 6 年 2 月 26 日一日限りといたします。

議事録署名人の決定

議 長 議事録署名人の決定ですが、こちらにお任せしていただけますか。

(はい)

議 長 それでは、こちらから指名いたします。議事録署名人は、「11 番：星野 邦夫 委員」と「12 番：星野 文雄 委員」の両名にお願いいたします。

議案第 1 号

議 長 日程第 1 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」
次のとおり、農地法第 3 条の規定による許可申請があったので、決定を求める。
令和 6 年 2 月 26 日提出、みどり市農業委員会会長 小林 利信。今回は 2 件ございます。

番号 1 番。譲受人、譲渡人については、記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町桐原、畑。贈与。現在、酪農家として農業を営んでおりますが、申請地を譲り受け、経営の規模拡張を図りたく申請するもの。

以上、1 件の審議につきまして、よろしくお願いいたします。

番号 1 番

議 長 説明が終わりました。番号 1 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 1 番について採決をいたします。番号 1 番について可決することに異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員と認め、番号 1 番の申請は可決いたします。

議案第 2 号

議 長 日程第 2 議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」
次のとおり、農地法第 4 条の規定による許可申請があったので、決定を求める。
令和 6 年 2 月 26 日提出。みどり市農業委員会 会長 小林 利信。今回は 2 件ございます。
番号 1 番。申請人については記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町大間々、畑。通路用地。現在、市内にて居住していますが、自宅の建て替えに伴い、通路用地として利用したく申請するもの。始末書添付。宅地 315.64 m²と一体利用。第 3 種農地。
番号 2 番。申請人については記載のとおりです。土地の表示等になります。東町神戸、畑(宅地)。物置用地。現在、市内にて居住していますが、始末書のとおり、物置用地として利用したく申請するもの。始末書添付。第 3 種農地。
以上 2 件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号 1 番

議 長 事務局より始末書の朗読をお願いします。

事 務 局 (始末書の朗読)

議 長 始末書の朗読が終わりました。
番号 1 番について、大間々 8 区の担当委員より説明をお願いします。

5 番委員 5 番、大澤です。地図の 1 番をご覧ください。始末書のとおりとなります。
前橋大間々桐生線と県道 69 号線が交差する信号を 500 メートルほど北上します。
左折し、100 メートルほど道なりに進みます。左側に広がる土地が申請地です。
始末書のとおり、以前農機具置場等があった所を解体し、住宅を建てる模様です。
進入道路は砂利が入っておりますが、始末書のとおり致し方ないと考えます。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。番号 1 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 1 番について採決をいたします。番号 1 番について可決することに異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員と認め、番号 1 番の申請は可決いたします。

番号 2 番

議 長 事務局より始末書の朗読をお願いします。

事 務 局 (始末書の朗読)

議 長 始末書の朗読が終わりました。
番号 2 番について、東 4 区の担当委員より説明をお願いします。

8 番委員 8 番、関口です。地図の 2 番をご覧ください。始末書のとおりとなります。
東町に入りまして足尾方面に国道 122 号線を約 5 キロメートル道なりに進みます。
神戸の信号から 100 メートルほどさらに進みます。十字路の北側が申請地です。
内容については始末書のとおりです。慎重審議をお願いします。

議 長 説明が終わりました。番号 2 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 2 番について採決をいたします。番号 2 番について可決することに異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員と認め、番号 2 番の申請は可決いたします。

議案第 3 号

議 長 日程第 3 議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」
次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可申請があったので、決定を求める。
令和 6 年 2 月 26 日提出。みどり市農業委員会 会長 小林 利信。今回は 5 件ございます。始めに、3 ページの番号 1 番から番号 3 番を説明します。
番号 1 番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町久宮、畑。一般住宅用地。売買。現在、市内にて居住しておりますが、職場から近く、閑静で住宅に適した申請地に一般住宅を建設したく申請するもの。大間々用水土地改良区第 11-2 工区。農地法第 5 条計画変更同時申請。第 3 種農地。
番号 2 番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。

す。笠懸町鹿、畑。建売分譲住宅用地(4区画)。売買。現在、市外にて不動産業を営業しておりますが、閑静で恵まれた環境にある申請地に、建売分譲住宅を建設したく申請するもの。みどり市土地開発事業指導要綱該当。大間々用水土地改良区第10工区。宅地951.61㎡と一体利用。第3種農地。

番号3番。設定人、被設定人については記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町大間々、畑。一般住宅用地。使用貸借。現在、市外にて居住しておりますが、妻の母より申請地を借り受け、一般住宅を建設したく申請するもの。宅地43.69㎡と一体利用。始末書添付。第3種農地。

続いて4ページの番号4番、番号5番を説明します。

番号4番。譲受人、譲渡人については、記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町大間々、畑。一般住宅用地。売買。現在、市内にて居住しておりますが、恵まれた環境にある申請地に、一般住宅を建設したく申請するもの。第3種農地。

番号5番。設定人、被設定人については、記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町浅原、畑(田)。露天駐車場用地。賃貸借。現在、市内にて金属部品加工業を営営していますが、事業拡大に伴い、事業に適した申請地を借り受け、露天駐車場を設置したく申請するもの。第3種農地。

以上5件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号1番
議 長

番号1番について、笠懸6区の担当委員より説明をお願いします。

7番委員

7番、清水です。地図の3番をご覧ください。50号線の杉菜原の信号を1キロメートルほど南下します。久宮の〇〇の信号を右折し、西へ向かいます。しばらく進むと〇〇がございますが、そこから北東150メートルほどの場所に申請地は位置しております。何ら問題ないと思います。慎重審議をお願いします。

議 長

説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について可決することに異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員と認め、番号1番の申請は可決いたします。

番号2番
議 長

番号2番について、笠懸7区の担当委員より説明をお願いします。

1番委員

1番、鈴木です。地図の4番をご覧ください。申請地は市営鹿団地E棟から西へ100メートルほど進んだ北側が申請地です。南側は市道です。慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。番号 2 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 2 番について採決をいたします。番号 2 番について可決することに異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員と認め、番号 2 番の申請は可決いたします。

議 長 異議なしの声多数と認め、番号 2 番の申請は可決いたします。

番号 3 番

議 長 番号 3 番について、始末書の添付がありますが、先ほどと内容に変わりがないので、省略させていただきます。大間々 8 区の担当委員より説明をお願いします。

5 番委員 5 番、大澤です。地図の 5 番をご覧ください。始末書のとおりであり、地図 1 番で説明したとおりとなります。慎重審議をお願いします。

議 長 説明が終わりました。番号 3 番につきまして、ご意見等ございますか。

8 番推進委員 譲受人の持分は 2 分の 1 でよろしいのでしょうか。

事務局 使用貸借のため、所有者は設定人から変わらず、持分はございません。あくまで農地転用についてご夫婦の連名で取得しているという解釈です。

議 長 その他にご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 3 番について採決をいたします。番号 3 番について可決することに異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員と認め、番号 3 番の申請は可決いたします。

番号 4 番

議 長 番号 4 番について、大間々 13 区の担当委員より説明をお願いします。

12 番委員 12 番、星野です。地図の 6 番です。赤城駅にある〇〇の南側の道を 700～800 メートル、東へ進みます。地図にある変則的な十字路に当たります。そこを右折し、20～30 メートル進んだ左手の路地に入ります。右手側が申請地です。大きなイチヨウの木がありましたが、去年の暮れに伐採と伐根を行いまして、何ら問題ござ

いません。慎重審議をお願いします。

議 長 説明が終わりました。番号 4 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 4 番について採決をいたします。番号 4 番について可決することに異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員と認め、番号 4 番の申請は可決いたします。

番号 5 番

議 長 番号 5 番について、大間々 15 区の担当委員より説明をお願いします。

11 番委員 11 番、星野です。地図の 7 番です。福岡大橋を渡って突き当たりを小平方面に 2 キロメートルほど進みます。右手に旧福岡中央小学校が見えます。小学校北側の信号を右折します。左手に申請地があります。何ら問題ないと思います。慎重審議をお願いします。

議 長 説明が終わりました。番号 5 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 5 番について採決をいたします。番号 5 番について可決することに異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員と認め、番号 5 番の申請は可決いたします。

議案第 4 号

議 長 日程第 4 議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について」次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請があったので、決定を求める。令和 6 年 2 月 26 日提出。みどり市農業委員会 会長 小林 利信。今回は 1 件ございます。
番号 1 番。当初計画者(申請人)、承継者については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町久宮、畑。当初の事業計画、貸家住宅(2 棟)用地。計画変更後の事業計画、一般住宅用地。令和 3 年 3 月に農地法第 5 条による許可を受けましたが、諸事情により計画を実行できずにいたところ、申請地の一部に一般住宅を建築したいとの要望があり計画を変更するもの。大間々用水土地改良区第

11-2 工区。農地法第 5 条同時申請。第 3 種農地。
以上 1 件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号 1 番

議 長

番号 1 番について、笠 6 区の担当委員より説明をお願いします。

7 番委員

7 番、清水です。地図の 8 番をご覧ください。地図 3 番と同様で、すでに宅地となっております。慎重審議をお願いします。

議 長

説明が終わりました。番号 1 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないので、番号 1 番について採決をいたします。番号 1 番について可決することに異議のない方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

挙手全員と認め、番号 1 番の申請は可決いたします。

議案第 5 号

議 長

日程第 5 議案第 5 号「非農地証明交付願について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

議案第 5 号「非農地証明交付願について」

次のとおり、非農地証明交付願があったので、決定を求める。令和 6 年 2 月 26 日提出。みどり市農業委員会 会長 小林 利信。今回は 1 件ございます。

番号 1 番。願出人については記載のとおりです。土地の表示等になります。東町神戸、畑、2 筆。申請地は周囲の状況から見て農地に復元することが困難であるため、非農地証明の交付を願い出るもの。

以上 1 件の審議について、よろしくお願いいたします。

議 長

番号 1 番について、東 4 区の担当委員より説明をお願いします。

8 番委員

8 番、関口です。地図の 9 番です。国道 122 号線、東町小中の信号よりさらに 500 メートルほど足尾方面に進みます。申請地は国道から北側 100 メートルほどに位置しております。30 年程前はりんご園でした。所有者が亡くなって放置されていたようです。周囲は山林に囲まれており、申請地も篠が生えております。農地への復元は困難であり、非農地と判断して問題ないと思います。慎重審議をお願いします。

議 長

説明が終わりました。番号 1 番につきまして、ご意見等ございますか。

8 番推進委員

8 番、金子です。農地法 4 条申請を行ったとすると約 10 万円費用がかかると先日伺いました。東町は山林化した農地が非常に多く、費用面からも非農地申請で

済むのあればありがたいので、積極的に非農地化を進めて良いのか伺いたいです。

事務局 4条申請については、本人が農地を農地以外の目的で使用する場合において、申請してもらっており、一般的には宅地化することが多いです。一方、非農地証明申請については、農地として復元困難な農地について、主に地目を山林に変更することを目的として、申請してもらっております。その対象地の特性に応じて、申請してもらえれば幸いです。

9番推進委員 私の所有する農地で、登記地目が山林、課税地目は畑という農地があります。それを是正する為にも非農地証明が必要でしょうか。

事務局 非農地証明が必要となります。

議長 その他にご意見等ございますか。

(意見なし)

議長 意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について可決することに異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員と認め、番号1番の申請は可決いたします。

議長 異議なしの声多数と認め、番号1番の申請は可決いたします。

議案第6号

会長 日程第6議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用計画について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」

次のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、みどり市農用地利用集積計画の決定依頼があったので、決定を求める。

令和6年2月26日提出、みどり市農業委員会会長 小林 利信。今回は新規設定が3件、再設定が12件ございます。はじめに、新規設定から説明します。

「利用権を設定する土地」「利用権の設定を受ける者」「利用権を設定する者」「設定する利用権」は記載のとおりになります。

事務局 新規設定。

番号1番。笠懸町阿左美、台帳、現況とも畑になります。

番号2番。笠懸町阿左美、台帳、現況とも畑になります。

番号3番。笠懸町阿左美、台帳、現況とも畑になります。

新規設定3件の地積合計は、3,792㎡となります。

以上3件の審議について、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。番号 1 番、番号 2 番、番号 3 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないので、番号 1 番、番号 2 番、番号 3 番について採決をいたします。可決することに異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員と認め、番号 1 番、番号 2 番、番号 3 番は可決いたします。

事務局 再設定。
番号 1 番。笠懸町阿左美、台帳、現況とも畑になります。
番号 2 番。笠懸町鹿、台帳、現況とも畑になります。
番号 3 番。笠懸町鹿、台帳、現況とも畑になります。
番号 4 番。笠懸町鹿、台帳、現況とも畑になります。
番号 5 番。笠懸町鹿、台帳、現況とも畑になります。
番号 6 番。笠懸町鹿、台帳、現況とも畑になります。
番号 7 番。大間々町大間々、台帳、現況とも畑になります。
番号 8 番。大間々町大間々、台帳、現況とも畑になります。
番号 9 番。大間々町大間々、台帳、現況とも畑になります。
番号 10 番。大間々町大間々、台帳、現況とも畑になります。
番号 11 番。大間々町大間々、台帳、現況とも畑になります。
番号 12 番。大間々町塩原、台帳、現況とも畑になります。
再設定 12 件の地積合計は、21,852 m²となります。
以上 12 件の審議について、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。番号 1 番から番号 12 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないので、番号 1 番から番号 12 番について採決をいたします。可決することに異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員と認め、番号 1 番、番号 2 番、番号 3 番、番号 4 番、番号 5 番、番号 6 番、番号 7 番、番号 8 番、番号 9 番、番号 10 番、番号 11 番、番号 12 番は可決いたします。

議 長 ありがとうございました。これですべての審議を終了しましたので、令和 6 年 2 月度農業委員会を閉会します。

閉会時刻 令和 6 年 2 月 26 日 午後 2 時 24 分

この議事録は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため署名する。

議事録署名人

会 長

小林利信

11 番委員

星野邦夫

12 番委員

星野文雄